

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

社員食堂での食中毒は業務災害

Q: 当社は、先日、工場内の食堂の昼食が原因で集団食中毒が発生し、数名が中毒症状にかかりましたが、これは業務上の病気になるのでしょうか。

A: 事業場が直接管理する食堂で、その調理上のミスが原因で発生した集団食中毒は、業務上の病気となります。

【解説】

業務災害には、ケガ、病気、障害または死亡があり、業務上の病気と認められるためには、業務とその病気との間に相当因果関係が認められなければなりません。

一般に事業場の欠陥、事業主の施設管理上の過失に起因した災害は、業務起因性があることとなった例が多くみられます。

したがって、事業場内に給食の施設をもち、事業場が直接管理して従業員に利用させている場合、給食施設や給食運営に関し事業主に管理責任がありますので、調理上の過失で発生した食中毒は、事業主の責任に属することになり、業務起因性があります。

一方、会社が貸ビルなどに入居していて、そのビル管理会社が契約によって、飲食を業とする業者に一部を貸して業務を行っており、そのビルに入居している不特定の事業場労働者が事由に利用できるような食堂は、事業場給食施設とはいえませんので、事業主に管理責任がありませんから、業務起因性はありません。

